第３０回　総合特別区域評価・調査検討会

日時：平成 26 年 12 月 12 日（金）13：00～14:45
場所：永田町合同庁舎７階特別会議室

○　議事次第

１　開会

２　評価指標・数値目標及び評価方法の見直しの進捗について

３　評価方法の見直し（案）について

４　現地調査の実施状況について（報告）

５　その他

○　資料一覧

資料１	評価指標・数値目標及び評価方法の見直しスケジュール
資料２－１	専門家評価の新旧イメージ
資料２－２	評価基準の改定案
資料２－３	評価結果公表イメージの改定案
資料３	現地調査報告（未定稿）
参考１－１	評価指標・数値目標の見直しについて
参考１－２	評価方法の見直しについて
参考１－３	総合特区の評価指標及び数値目標の見直しに関する方針
参考２	総合特区事後評価に係る採点表
参考３	分野別優良事例集

総合特別区域評価・調査検討会
名簿（五十音順、敬称略）

【委員】

	秋山（あきやま） 弘子（ひろこ）	東京大学高齢社会総合研究機構特任教授
	安藤（あんどう） 光義（みつよし）	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
（座長代理）	大西（おおにし） 隆（たかし）	豊橋技術科学大学学長
	北脇（きたわき） 保之（やすゆき）	学校法人浜松海の星女学院理事長
	清田（きよた） 耕造（こうぞう）	慶應義塾大学産業研究所教授
	下田（しもだ） 吉之（よしゆき）	大阪大学大学院工学研究科環境・エネルギー工学専攻教授
	武田（たけだ） 公子（きみこ）	金沢大学経済学経営学系教授
	竹林（たけばやし） 幹雄（みきお）	神戸大学大学院教授
	玉沖（たまおき） 仁美（ひとみ）	株式会社紡代表取締役
	土屋（つちや） 了介（りょうすけ）	地方独立行政法人　神奈川県立病院機構理事長
（座長）	八田（はった） 達夫（たつお）	大阪大学招聘教授
	藤田（ふじた） 壮（つよし）	名古屋大学客員教授 （独）国立環境研究所社会環境システム研究センター長
	宮城（みやぎ） 治男（はるお）	ＮＰＯ法人ＥＴＩＣ.代表理事
	村上（むらかみ） 周三（しゅうぞう）	(一財)建築環境・省エネルギー機構理事長

平成26年12月12日（金）
13:00～14:45
永田町合同庁舎7階特別会議室

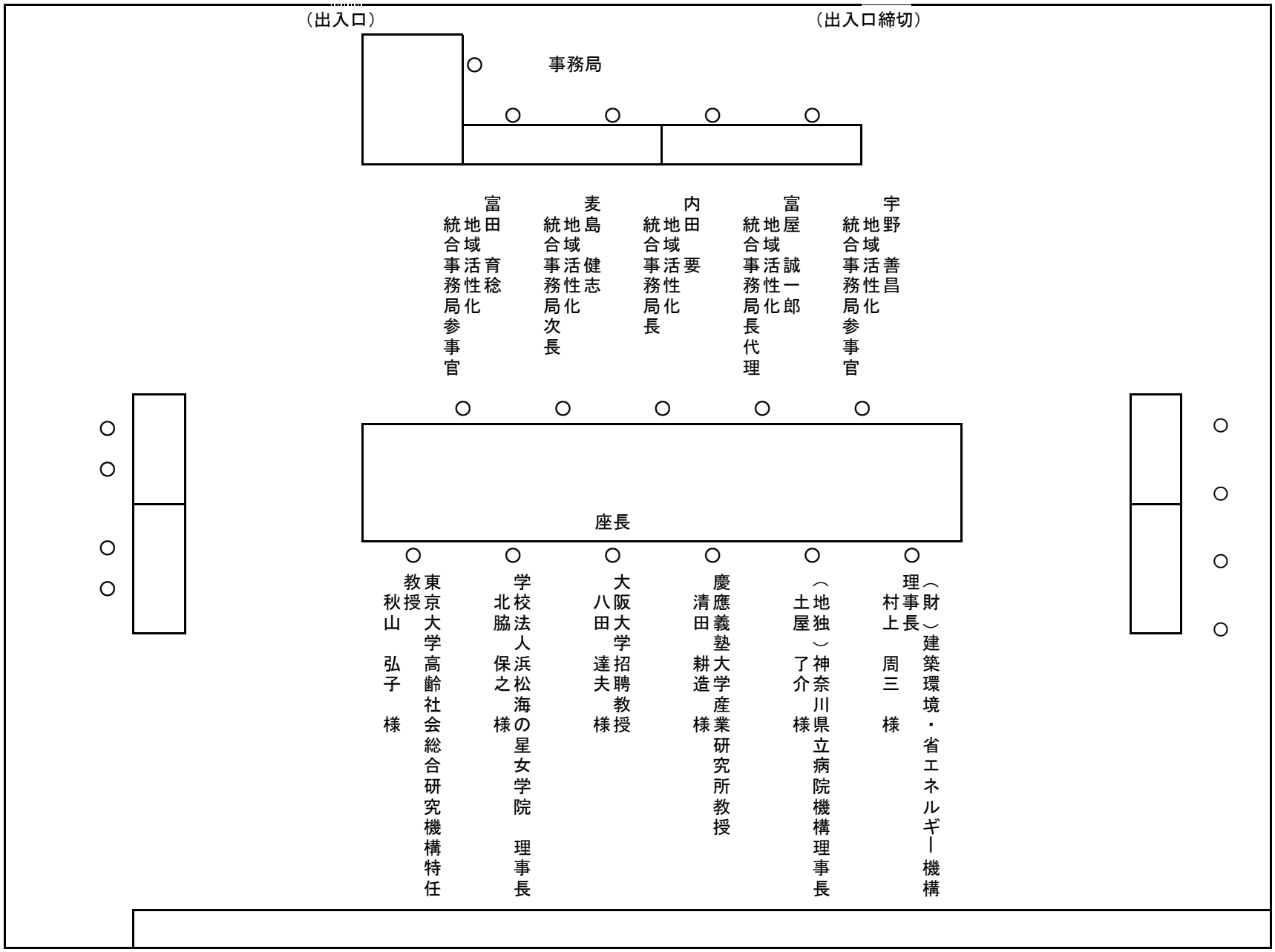

資料1

評価指標・数値目標及び評価方法の見直しスケジュール

年	月	評価指標・数値目標		評価方法
平成26年	９月	（指定自治体）	（評価・調査検討会）	（評価・調査検討会）
		９月26日　評価・調査検討会において見直すことを決定		
	10月	10月１日 見直しの事前連絡	10月１日 欠席委員・専門家委員へのお知らせ	
		10月16日 見直し方針案の意見照会		
		10月24日 特区別専門家意見の送付	10月30日 見直し方針（確定版）の 確認・通知	
	11月	11月７日 見直し方針（確定版）の通知 及び見直し案の作成依頼		
	12月		評価・調査検討会（経過報告及び評価方法見直し案の決定）	
平成27年	１月	指定自治体から見直し案の 回収・調整		評価方法見直しのパブリックコメント 募集（1ヶ月）
	２月		指定自治体の見直し案に 関する専門家打合せ	パブリックコメントを踏まえた修正
	３月		評価・調査検討会（評価指標・数値目標及び 評価方法見直しのとりまとめ）	
		指定自治体　認定申請 （届け出）	様式等の確定、手引書の完成・公表	

資料２－１

専門家評価に係る記入様式の新旧イメージ

新	旧
Ⅰ　目標に向けた取組の進捗に関する評価（評価ウェイト33%） ⅰ）取組の進捗について ・毎年度の数値目標及びその実績値・・・自動計算 → 5～1 ⅱ）取組の方向性　・・・5～1 **Ⅱ　支援措置の活用と地域独自の取組の状況（評価ウェイト33%）** ⅰ)－①　規制の特例措置を活用した事業等の評価 ・・・5～1 ⅰ)－②　財政・税制・金融支援の活用実績 ・財政支援の活用実績・・・5～1 ・税制支援の活用実績・・・5～1 ・金融支援の活用実績・・・5～1 ⅱ）地域独自の取組の状況・・・5～1 **Ⅲ　総合評価　・・・・5～1　コメント　（評価ウェイト33%）**	**Ⅰ　目標に向けた取組の進捗に関する評価（評価ウェイト50%）** ⅰ）取組の進捗について ①毎年度の数値目標及びその実績値・・・自動計算 → A～E a)目標設定の考え方及び数値の根拠・・・＋１～－１　コメント b）各事業の連携による効果　・・・＋１～－１　コメント ⅱ）今後の取組の方向性　・・・A～E　コメント **Ⅱ　支援措置の活用と地域独自の取組の状況（評価ウェイト50%）** ⅰ)－①　規制の特例措置を活用した事業等の評価 ・・・A～E　コメント ⅰ)－②　財政・税制・金融支援の活用実績 ・財政支援の活用実績・・・A～E　コメント ・税制支援の活用実績・・・A～E　コメント ・金融支援の活用実績・・・A～E　コメント ・小計　・・・A～E　コメント ⅱ)地域独自の取組の状況・・・A～E　コメント **Ⅲ　総合評価（評価ウェイト:ⅠとⅡの合計点数により大きく変化）** ・現地調査時の指摘事項に対する対応状況・・・コメント ・参考（数値目標に対する実績）・・・コメント ・総合評価・・・＋１～－１　コメント

記入要領（案）

総合特区事後評価に係る採点票【正・準】

氏名：　　㊞

申請主体名	（自治体名：事務局にて記入）
特区名	（総合特区申請名称：事務局にて記入）
分野の類型	グリーン・イノベーション／ライフ・イノベーション／アジア拠点化・国際物流 ／観光立国・地域活性化（観光等）／観光立国・地域活性化（農林水産業）／まちづくり等
国際・地域の別	国際／地域

専門家記載欄

Ⅰ　目標に向けた取組の進捗に関する評価　（評価書　別紙1）

評価指標（1）		分類（数値/代替/定性）	数値目標	
数値目標（1）		寄与度	―	
評価書該当箇所		評価項目	進捗度	判定
進捗度（%）		i）取組の進捗について （事務局にて進捗度%を転記）	○○%	4
■目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業 ■各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ■進捗状況に係る自己評価及び次年度以降の取組の方向性		ii）取組の方向性		

評価指標（2）		分類（数値/代替/定性）	数値目標	
数値目標（2）―①		寄与度	○○%	
評価書該当箇所		評価項目	進捗度	判定
進捗度（%）		i）取組の進捗について （事務局にて進捗度%を転記）	○○%	5
■目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業 ■各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ■進捗状況に係る自己評価及び次年度以降の取組の方向性		ii）取組の方向性		
評価指標（2）		分類（数値/代替/定性）	数値目標	
数値目標（2）―②		寄与度	○○%	
評価書該当箇所		評価項目	進捗度	判定
進捗度（%）		i）取組の進捗について （事務局にて進捗度%を転記）	○○%	3
■目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業 ■各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ■進捗状況に係る自己評価及び次年度以降の取組の方向性		ii）取組の方向性		

評価指標（3）		分類（数値/代替/定性）	代替指標	
数値目標（3）		寄与度	－	
評価書該当箇所		**評価項目**	**進捗度**	**判定**
進捗度（%）		i） 取組の進捗について （事務局にて進捗度%を転記）	○○%	4
■代替指標の考え方または定性的評価 ■目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業 ■各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ■進捗状況に係る自己評価及び次年度以降の取組の方向性		ii） 取組の方向性		

評価指標（4）		分類（数値/代替/定性）	定性的評価	
数値目標（4）		寄与度	－	
評価書該当箇所		**評価項目**	**進捗度**	**判定**
定性的評価 ※数値目標の実績に代えて定性的な評価を用いる場合		i） 取組の進捗について		
■代替指標の考え方または定性的評価 ■目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業 ■各年度の目標設定の考え方や計画の進行管理の方法等 ■進捗状況に係る自己評価及び次年度以降の取組の方向性		ii） 取組の方向性		

Ⅱ　支援措置の活用と地域独自の取組の状況（評価書　別紙2，3，4）

評価書該当箇所	評価項目	判定
別紙2 ■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価 ■国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業の実績及び評価	i)-①　規制の特例措置を活用した事業等の評価	
別紙3 ■財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（国の支援措置に係るもの）	i)-②　財政・税制・金融支援の活用実績	
	財政支援の活用実績	
	税制支援の活用実績	
	金融支援の活用実績	
別紙4. 地域独自の取組の状況及び自己評価 ■地域における財政・税制・金融上の支援措置 ■規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等	ii)　地域独自の取組の状況	

Ⅲ　総合評価（評価書　全体）

評価書該当箇所	評価項目	判定
評価書　全体 （Ⅰ及びⅡを含む評価項目全般）	総合評価	
	判定に係るコメント	

（注1）Ⅱ支援措置の活用と地域独自の取組の状況のうち、ⅰ）-②財政・税制・金融支援の活用実績については、活用実績がない場合に、活用実績がないことが特区の取組に関し、特段の問題がないと判断される場合は評価しない（判定欄を空欄とする）ことも可。

（注2）判定基準は以下により、専門家委員が5段階で評価する。
5：著しく優れている
4：十分に優れている
3：適当である
2：適当であると認めるには不十分である
1：適当であるとは認められない

（新）

総合特別区域の事後評価基準

１．事後評価の方法

総合特別区域（以下「総合特区」という。）の事後評価については、基本方針に基づき地方公共団体においてとりまとめた評価書について、総合特別区域の専門家評価に係る委員（以下「専門家委員」という。）が下記の基準に沿って評価を行う。

２．専門家評価

（１）目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）取組の進捗について

・　評価書においては、地方公共団体は可能な限り、①数値目標に係る定量的数値の進捗度を測ることとし、これが困難な場合、②代替指標の進捗度測定、これも困難な場合、③定性的評価を行う。なお、国際戦略総合特区は、①又は②で対応することを基本とする。

①　定量的数値の進捗度

・　数値目標に係る定量的数値の進捗度は、各年度の目標に対する実績値の割合等から自動的に判定する（5～1の５段階(※)）。このため、専門家委員が再度評価をするものではない。

※：進捗度の判定基準

進捗度	目標値に対する実績値の割合等
5	100%以上
4	80%以上 100%未満
3	60%以上 80%未満
2	40%以上 60%未満
1	40%未満

・　評価指標が複数ある場合、評価指標ごとに判定をした上で、総合的な判定を評価指標数による平均値（四捨五入）により行う。なお、複数ある評価指標のうち、一部については数値実績を、一部については代替指標を用いる場合も考えられる。

注）数値に関係する「留保条件」が付されている場合はその達成状況についても記載

②　代替指標による進捗度の測定

・　計画初期から中期に具体的な数字を設定できない場合等には、総合特区で目指す目標値に資するような代替指標（代替の数値目標）の設定を可能とする（例：研究開発を行い生産高の向上を目指すような目標の場合、代替指標として、特許数、論文数等）。この場合、専門家委員は、設定された代替指標の妥当性について、「ⅱ）取組の方向性に対する評価」の項における評価の際に考慮する。

・　代替指標による各年度の目標値に対する実績値の割合等から自動的に進捗度を判定する（上記①に同じ）。

（旧）

総合特別区域の事後評価基準

１．事後評価の方法

総合特別区域（以下「総合特区」という。）の事後評価については、基本方針に基づき地方公共団体においてとりまとめた評価書について、総合特別区域の専門家評価に係る委員（以下「専門家委員」という。）が下記の基準に沿って評価を行う。

２．専門家評価

（１）目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）取組の進捗について

・　評価書においては、地方公共団体は可能な限り、①数値目標に係る定量的数値の進捗度を測ることとし、これが困難な場合、②代替指標の進捗度測定、これも困難な場合、③定性的評価を行う。なお、国際戦略総合特区は、①又は②で対応することを基本とする。

①　毎年度の数値目標及びその実績値

・　それぞれの総合特区において５年程度後の目標を設定しているが、新たに設定する各年度の目標に対する実績値の割合から自動的に進捗度を判定する（A～Eの５段階(※１)）。このため、専門家委員が再度評価をするものではない。

※１：進捗度の判定基準

進捗度	目標値に対する実績値の割合	評価
A	100%以上	計画以上に取組が進捗している
B	80%以上 100%未満	おおむね計画通り取組が進捗している
C	60%以上 80%未満	取組にやや遅れがみられる
D	40%以上 60%未満	取組の進捗に遅れがある
E	40%未満	取組の進捗に大きな遅れがある

・　評価指標が複数ある場合、評価指標ごとに判定をした上で、総合的な判定を評価指標数による平均値（四捨五入）にて行う。なお、複数ある評価指標のうち、一部については数値実績を把握可能、一部については代替指標を用いる場合も考えられる。

・　また、計画作成時に立てた総合特区の最終目標（原則として指定申請時と同一）及び各年度の目標は、変更を行わないことを基本とする。

注）数値に関係する「留保条件」が付されている場合はその達成状況についても記載

②　代替指標による進捗度測定

・　計画初期から中期には具体的な数字を設定できない場合等には、総合特区で目指す目標値に資するような代替指標（代替の数値目標）の設定を可能とする（例：研究開発を行い生産高の向上を目指すような目標の場合、代替指標として、特許数、論文数等）。

・　代替指標による各年度の目標値に対する実績値の割合から自動的に進捗度を判定（A～Eの５段階（※１）。上記①に同じ）

・　認定計画書に記載した評価指標について、計画期間の途中段階では使用できない理由を記載するとともに、設定した代替指標が目標達成に寄与するものとなっているか等、専門家委

（新）

③ 定性的評価に対する専門家の評価

・　数値の集計が困難な場合には、評価対象年度に行った事業等の取組について、地方公共団体は定性的に記述するものとする。この場合、専門家委員は、この記述内容について、「ⅱ）取組の方向性に対する評価」の項における評価の際に考慮する。

ⅱ）取組の方向性に対する評価

目標に対する取組（規制の特例措置を活用するものを含む。）の進捗状況を踏まえた課題の把握や分析、これらを踏まえた取組の方向性（改善策等）並びに代替指標が設定されている場合の当該指標の妥当性及び定性的評価における記述が、適当であるか否かについて、専門家委員が５段階で評価する。

＜判定基準＞

5：著しく優れている

4：十分に優れている

3：適当である

2：適当であると認めるには不十分である

1：適当であるとは認められない

（旧）　　資料２－２

員が評価する。（目標設定の考え方等が優れている（＋1）、妥当である（±0）、改善の余地がある(-1)）。

③ 認定計画書に記載した目標に対する取組の定性的評価

・　数値の集計が困難な場合には、目標の達成に向けた取組の状況について、評価対象年度に行った事業等の取組について地方公共団体が定性的に振り返った記述に対し、専門家委員が下記の基準により点数付けを行う。

＜判定基準＞

A:計画以上に取組が進捗していると認められる

B:おおむね計画通り取組が進捗していると認められる

C:取組にやや遅れが認められる

D:取組の進捗に遅れがあると認められる

E:取組の進捗に大きな遅れがあると認められる

・　指定前の状況である前年度の数値は、「参考」として用いることとする。（②の代替指標の場合も同じ。）

○目標設定の考え方や数値の根拠等

ａ）・目標設定の考え方及び数値の根拠（認定計画書に記載した目標に対する実績評価及び代替指標に基づく実績評価の場合）

・目標設定の考え方及び計画の進行管理の方法（定性的評価の場合）

ｂ）各事業の連携による効果（共通記載事項）

進捗度を算出するに当たっての前提となる、①各年度の目標設定の考え方、②数値の根拠又は計画の進行管理の方法、③各事業の連携による効果につき、専門家委員が妥当性を評価する。（目標設定の考え方等が優れている（＋1）、妥当である（±0）、改善の余地がある(-1)）。加点又は減点を行う場合は専門家委員が要点をコメントする。

なお、この場合、進捗度が外部要因による数値への大幅な影響等があること等を地方公共団体が記載している場合は、これについても加えて評価する。

ⅱ）今後の取組の方向性

目標に対する取組（規制の特例措置を活用するものを含む。）の進捗状況を踏まえた課題の把握やこれらを踏まえた次年度以降の取組の方向性（改善策等）が、適正であるか否かについて、専門家委員が５段階で評価する。

＜判定基準＞

A：取組の進捗に係る課題の把握（要因分析）及び翌年度以降の取組の方向性が極めて適正であると認められる

B：取組の進捗に係る課題の把握（要因分析）及び翌年度以降の取組の方向性が十分に適正であると認められる

C：取組の進捗に係る課題の把握（要因分析）及び翌年度以降の取組の方向性が適正であると認められる

D：取組の進捗に係る課題の把握（要因分析）及び翌年度以降の取組の方向性が適正であると認めるには不十分である

（新）

（２）支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

①規制の特例措置を活用した事業等に関する評価（状況及び直接効果（可能な限り数値を算出したもの）について地方公共団体が評価したものに規制所管府省が特例の効果の確認等を行ったもの）、②財政・税制・金融支援の活用実績（政策課題に応じた区分別）、③地域独自の取組の状況（地域における税制・財政・金融上の支援措置、規制緩和・強化等（可能であれば数値を算出）、体制の強化、関連する民間の取組等）について、規制の特例措置を活用した事業等が推進できているか、財政等の支援措置を十分に活用又は執行できているか、という観点から専門家委員が５段階で評価する。

＜判定基準＞

5：著しく優れている
4：十分に優れている
3：適当である
2：適当であると認めるには不十分である
1：適当であるとは認められない

（３）総合評価

地方公共団体の取組が国際競争力の強化又は地域の活性化に資するものとなっているか、（１）及び（２）を含む評価項目全般について、専門家委員が要因分析や今後の取組への助言を含めたコメントを行うとともに、5段階で評価する。

なお、地方公共団体が取りまとめた評価書に「別添（参考）認定計画書に記載した数値目標に対する実績」が添付されている場合は、これを加味する。

＜判定基準＞

5：著しく優れている
4：十分に優れている
3：適当である
2：適当であると認めるには不十分である
1：適当であるとは認められない

（旧）

E：取組の進捗に係る課題の把握（要因分析）及び翌年度以降の取組の方向性が適正であるとは認められない

（２）支援措置の活用と地域独自の取組の状況

①規制の特例措置を活用した事業等の評価（状況及び直接効果（可能な限り数値を算出したもの）について地方公共団体が評価したものに規制所管府省が特例の効果の確認等を行ったもの）、②財政・税制・金融支援の活用実績（政策課題に応じた区分別）、③地域独自の取組の状況（地域における税制・財政・金融上の支援措置、規制緩和・強化等（可能であれば数値を算出）、体制の強化、関連する民間の取組等）について、規制の特例措置を活用した事業等が推進できているか、財政等の支援措置を十分に活用又は執行できているか、という観点から専門家委員が５段階で評価する。

＜判定基準＞

A：規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置（以下「規制の特例措置等」という。）の活用や地域独自の取組が極めて十分に行われていると認められる
B：規制の特例措置等の活用や地域独自の取組が十分に行われていると認められる
C：規制の特例措置等の活用や地域独自の取組が行われていると認められる
D：規制の特例措置等の活用や地域独自の取組が行われていると認めるには不十分である
E：規制の特例措置等の活用や地域独自の取組が行われているとは認められない

（３）総合評価

地方公共団体の取組が国際競争力の強化又は地域の活性化に資するものとなっているか、評価項目全般について要因分析や今後の取組への助言を含めた定性的なコメント及び５段階で、専門家委員が評価。

総合評価に当たっては、（１）の目標に向けた取組の進捗に関する評価（A～E）と（２）の規制の特例措置等の活用等に係る評価（A～E）の平均値に、③現地調査時の指摘事項に対する対応状況（評点なし）及び④地方公共団体による総合評価（評点なし）を加味して総合評価の評価点を算出する。

なお、地方公共団体が取りまとめた「別添（参考）認定計画書に記載した数値目標に対する実績」について、代替指標・定性的な事業進捗との比較分析に係る評価を行うこととし、これも加味して総合評価する。

（例：現地調査の指摘事項に対する対応等が優れていると認められる場合は１段階上げ、対応等が不十分と認められる場合は総合評価を１段階下げることとする。）

＜判定基準＞

A：全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が著しく優れていると認められる
B：全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が十分に優れていると認められる
C：全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が適当であると認められる
D：全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が適当であると認めるには不十分である
E：全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が適当であるとは認められない

（新）

（４）評価結果

（１）から（３）の評価の点数を平均した結果、4.5 以上を A、3.5 以上 4.5 未満を B、2.5 以上 3.5 未満を C、1.5 以上 2.5 未満を D、1.5 未満を E と表記し、その評価の判定は次のとおりとする。

A：全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が著しく優れている。
B：全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が十分に優れている。
C：全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が適当である。
D：全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が適当であると認めるのは不十分である。
E：全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が適当であると認められない。

新

総合特別区域の進捗に係る事後評価［　イメージ　］

平成26年度

○○○○○○○○○○○○○特区 ［指定：平成23年12月、認定：平成24年7月］

正

準

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(3.8＋4.0)／2＝3.9　　B

ｉ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標・数値目標	進捗度	評点
1	太陽光発電パネルの導入数	120%	5
2	○○○○○○○○○○○○○○○○○の生産額	70%	3
3	○○○○○○○○○○○○○○○○○の人数《代替指標》	75%	3
4	○○○○○○○○○○○○の割合《代替指標》	90%	4
5	○○○○○○○○○○○○○○○○○の参加者企業数《定性的評価》	－	－

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×1＋4×2＋3×1＋2×0＋1×0)／4＝3.8　　3.8

・1の評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の進捗度および寄与度がa：5,20%、b：4,10%、c：3,70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　4.0

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ｉ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　　(3+5+4)／3＝4.0　　B

ｉ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置
（事項）
・○○○○○○○○○○○○○○○の規制緩和
（概要）
・国との協議の結果、○○○○○○○○○○○○○○○○○○については、現行法の枠組みで取り組むことが可能であると確認された。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の解決を図った。
（規制所管府省（○○○省）の評価（参考意見））
・○○○○○○○○○○○○○○

専門家による評価の平均値　3.0

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　5.0

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　4.0

旧

資料2－3

総合特別区域の進捗に係る事後評価［　イメージ　］

平成25年度

○○○○○○○○○○○○○特区 ［指定：平成23年12月、認定：平成24年7月］

正

準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(3.5＋3.4)／2＝3.5　　B

ｉ）取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗	番号	評価指標	進捗度
A（5点）	1	太陽光発電パネルの導入数	A
B（4点）	2	○○○○○○○○○○○○○○○○○の生産額	B
C（3点）	3	○○○○○○○○○○○○○○○○○の人数	代替指標
D（2点）	4	○○○○○○○○○○○○の割合	代替指標
E（1点）	5	○○○○○○○○○○○○○○○○○の参加者企業数	定性評価

☑代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗	番号	評価指標	進捗度
A（5点）	3	○○○○○○○○○○○○○○○○○の参加者数	C
B（4点）	4	○○○○○○○○○○○○○の平均金額	定性評価
C（3点）			
D（2点）			
E（1点）			

☑当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗	番号	評価指標	専門家評価
A（5点）	4	○○○○○○○○○○○○○の平均金額	B
B（4点）	5	○○○○○○○○○○○○○○○○○の参加者企業数	C
C（3点）			
D（2点）			
E（1点）			

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×0＋4×2＋3×3＋2×0＋1×0)／5＝3.4　　①…　3.4

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））
・○○○○○を設置する目標は意欲的であり、進捗を測る重要な指標であると判断できる。
・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○については、やむを得ない部分がある。
・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○への道筋がはっきりしない。
・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○については、計画どおり進捗していると認められる。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②…　0.1

ｉ）の評価　①＋②　　3.5

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、(2＋2＋2＋3)／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

新

Ⅲ 総合評価

（専門家所見（主なもの））　B

・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を期待したい。
・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○についての実績が待たれる。
・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○において一層の努力が必要。
・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を行うなど適当な取組みであると認められる。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　4.3

評価結果

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを平均して算出　(3.9+4.0+4.3)/3＝4.1　**B**

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）及びA～E（表記）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。
・専門家による評価の点数を平均した結果（小数点第2位を四捨五入）、4.5以上をA、3.5以上4.5未満をB、2.5以上3.5未満をC、1.5以上2.5未満をD、1.5未満をEと表記し、その評価の判定は次のとおりとする。

A：全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が著しく優れている。
B：全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が十分に優れている。
C：全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が適当である。
D：全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が適当であると認めるのは不十分である。
E：全体的な取組みの進捗、内容及び方向性が適当であると認められない。

旧

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	太陽光発電パネルの導入数	C
2	○○○○○○○○○○○○○○○○○の生産額	B
3	○○○○○○○○○○○○○○○○○の人数	C
4	○○○○○○○○○○○○の割合	C
5	○○○○○○○○○○○○○○○の参加者企業数	B

（専門家所見（主なもの））
・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○が進むよう着実な取組みを期待したい。
・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○がある中、独自の取組みを期待したい。
・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○する必要があるが、具体的な方向性が記述されていない。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値　（5×0＋4×2＋3×3＋2×0＋1×0）／5＝3.4　3.4

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(3.2+3.8)／2＝3.5　　**B**

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

［■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置］
●○○○○○○○○○○○○○○○の規制緩和
（概要）
・国との協議の結果、○○○○○○○○○○○○○○○○○○については、現行法の枠組みで取り組むことが可能であると確認された。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の解決を図った。

（規制所管府省（○○○省）の評価（参考意見））
・○○○○○○○○○○○○○○○

（専門家所見（主なもの））
・○○○○○○○○○○○○○○○から、規制の特例措置を活用した事業として評価することができる。

2.8

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））
・多くの財政支援を活用をして取り組んでいる。

3.5

ｉ）-① ＋ ｉ）-② の平均値（注）　(2.8＋3.5)/2＝3.2　　3.2

ⅱ） 地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））
・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○は評価できる。
・○○○○○○○○○○○補助金、○○○○○○○○○○○補助金等の支援により特区関係事業を推進している。

3.8

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

平成25年度は委員による現地調査は行われていない。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）　(3.5+3.5)/2+0.50＝4.0

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））

・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を期待したい。
・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を行うなど適当な取組みであると認められる。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（3.50）に上記所見を加味（+0.50）し、総合評価結果をB（4.0）とする。

B

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「―」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。

第29回　総合特区評価・調査検討会提出資料

評価指標・数値目標の見直しの検討について

１　経緯・課題

（１）総合特区については、これまで平成 24 年度と 25 年度の取組について、自治体等が実施した自己評価に対する評価・調査検討会による評価（専門家打合せを含む）を行ったところである。

（２）これまでの２回にわたる評価・調査検討会の評価を踏まえ、委員や専門家から、評価指標・数値目標については、

①数が多すぎるため、ポイントを絞った評価ができにくいもの

②特区事業との因果関係がわかりにくいもの

③増加・減少を抑制する等の目標を設定しているものの、トレンドとのかい離ががわからないため評価しにくいもの

④複数の事業効果を単一の指標・目標のみで評価しているため、個別事業の　実施状況が把握しにくいもの

⑤シェアの拡大が目標となっていることから、シェアが縮小した場合の進捗が表現しにくいもの

等、評価指標・数値目標としての妥当性等に疑問があると思われるものが少なからずあるとの問題が提起された。

（３）以上を踏まえ、今後、評価指標・数値目標の見直しの検討を行うこととしたい。

２　検討の方向

（１）評価指標・数値目標については、「総合特別区域事後評価の手引き」において、評価指標等の変更は原則としてできないこととされているが、自治体等において改めて検討した上で、より適正な評価指標・数値目標に見直すことを可能とする。

（２）この際、事務局は、指定自治体の検討に資するよう、評価・調査検討会等における議論の内容（別紙を含む）について情報を提供する。

３　その他

（１）見直し後の評価は、27 年度に行う 26 年度評価から実施する。

（２）見直しに当たっては、評価・調査検討会の助言を得て行う。

第29回　総合特区評価・調査検討会提出資料

評価方法の見直しの検討について

１　経緯・課題

（１）総合特区については、これまで平成 24 年度と 25 年度の取組について、自治体等が実施した自己評価に対する評価・調査検討会による評価（専門家打合せを含む）を行ったところである。

（２）これまでの２回にわたる評価・調査検討会の評価を踏まえ、委員や専門家から、評価手法について、指標・数値目標のそれぞれについて評点とコメントを付していく現在の手法は、評価者の視点によっては評価結果にバラツキが多くなるきらいがあり、何より評価項目が多すぎるため、評価者に過大な負担を強いているとの問題が提起された。

（３）このため、今後、評価方法の見直しの検討を行うこととしたい。

２　検討の方向

評価方法については、評価者はより大局的な観点から評価することを旨とし、併せて評価の簡素化を図ることとする。

３　その他

（１）見直し後の評価は、27 年度に行う 26 年度評価から実施する。

（２）見直しに当たっては、評価・調査検討会の助言を得て行う。

平成26年11月７日決定

総合特区の評価指標及び数値目標の見直しに関する方針

１　評価指標及び数値目標の意義

総合特区の評価指標及び数値目標（以下「評価指標等」という。）は、特区の指定基準である、国際戦略総合特区にあっては、総合特別区域法（以下「法」という。）第８条第１項第２号に規定する「当該区域において産業の国際競争力の強化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。」、地域活性化総合特区にあっては、法第３１条第１項第２号に規定する「当該区域において地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。」を客観的に判断するために設定されているものです。

また、指定後の特区の取組が指定基準に即した進捗となっているかを評価するためのものでもあります。

したがって、申請書に記載された評価指標等を前提に特区として指定されたことを踏まえると、安易に変更すべきものではなく、「総合特別区域事後評価の手引き」（平成 25 年 4 月作成、26 年 1 月改定）においても、「評価指標等の変更は原則的にできません。」とされているところです。

２　見直しの背景

これまで、平成 24 年度と 25 年度の特区の取組について、地方公共団体等が実施した自己評価に対する評価・調査検討会による評価（専門家委員の打合せを含む）が行われたところです。

これらの評価を踏まえ、評価・調査検討会の委員や専門家委員から、評価指標等については、数が多すぎるため、ポイントを絞った評価ができにくいものや特区事業との関係がわかりにくいものなど、評価指標等としての妥当性に疑問があると思われるものが少なからずあるとの問題が提起されました。これは、当初の評価指標等は妥当であったものの、取組開始後の状況や進捗と照らし合わせるとズレや歪みが生じてきているものと考えられます。

このため、評価・調査検討会において議論いただいた結果、「総合特別区域事後評価の手引き」において、評価指標等の変更は原則的にできないとされているものの、改めて地方公共団体等において検討し、より適正な評価指標等に見直すことを可能と

するとの結論が得られました。

なお、その際、委員からは、評価指標等の見直しを可能とするとしても、単に実績に合わせて下方修正するような見直しは認めるべきではないとの意見がありました。

また、見直しに当たっては、評価・調査検討会の助言を得て行うとともに、事務局は、地方公共団体等の検討に資するよう、評価・調査検討会等における議論の内容について情報を提供することとなりました。

３　見直しの視点

評価・調査検討会における議論を踏まえ、評価指標等の見直しに係る視点を整理するとおおむね以下のとおりです。見直しを検討する地方公共団体等においてはこれらを踏まえて検討することが必要です。

（１）評価指標等の数

評価指標等の数が、総合特区計画の目指す目標や総合特区の事業内容に対して著しく多い場合は、類似の評価指標等を一本化する等の検討を行うこと。

また、１の評価指標に対して複数の数値目標又は代替指標を設定している場合は、それぞれ優先順位を考慮しつつ３程度までに絞り込むこと。

他方、総合特区の全体の進捗を１の評価指標等のみで評価している場合は、主な事業の進捗が把握できるような評価指標等を追加すること。

（２）特区の事業と評価指標等の関係

例えば市民へのアンケート調査のように、特区の事業の進捗に応じて必ずしも調査結果が変化するとは思われない数値目標を設定している場合は、できる限り特区の事業との因果関係が認められる評価指標等に見直すこと。

（３）増加又は減少を抑制する評価指標等

増加傾向又は減少傾向（トレンド）にある評価指標等について、抑制又は増加させる数値目標を設定している場合は、可能なかぎり数値目標と併せてトレンドの数値を記載し、その差を計算（注１）することにより評価できるよう検討すること。または、他の適切な評価指標等に見直すこと。

（注１）計算の例

①基準年の値が 100 であり、トレンドでは評価対象年度に 200 まで増加すると見込まれるところ、その増加を 150 に抑制するという目標値を設定したが、実績値が 180 であった場合
（180－200）／（150－200）＝0.4 ⇒進捗率 40%

②基準年の値が 200 であり、トレンドでは評価対象年度に 100 まで減少すると見込まれるところ、その減少を 150 に抑制するという目標値を設定したが、実績値が 120 だった場合
（120－100）／（150－100）＝0.4 ⇒進捗率 40%

（４）シェアを拡大する評価指標等

特区の事業以外の要因の影響を受ける生産額や生産量等のシェアを評価指標等に設定している場合は、シェアの増減の差を計算（注２）することにより評価できるよう検討すること。または、他の適切な評価指標等に見直すこと。

（注２）計算の例

基準年のシェアが 2.0%のところ、評価対象年度に 5.0%まで高めるという目標値を設定したが、①実績値が 4.0%だった場合
（4.0－2.0）／（5.0－2.0）＝　0.67 ⇒進捗率 67%

②実績値が 1.8%だった場合
（1.8－2.0）／（5.0－2.0）＝－0.07 ⇒進捗率 0%

（５）代替指標・定性評価

評価対象年度の実績値を次年度の評価時期までに把握できないため、継続して代替指標又は定性評価とならざるを得ないことがあらかじめ分かっている場合は、原則として他の適切な評価指標等に見直すこと。

（６）その他

数値目標については、単年度実績で設定している場合と前年度の実績値を含むいわゆる累積値で設定している場合の２とおりがあるが、単年度の取組に対する評価としては累積値よりも単年度実績のほうが適当であると考えられる場合もあることから、数値目標を累積値で設定している場合には、その妥当性について、十分に検討すること。

４　見直しの進め方

評価指標等の見直しに当たっては、３の見直しの視点を踏まえ、地方公共団体等が自主的に行うことを旨とし、地方公共団体等が発案した見直しの考え方について、評価・調査検討会が助言します。

評価指標等の見直し後は、総合特区計画に記載し届出することとします。

５　見直し後の評価

見直し後の評価は、平成 27 年度に行う平成 26 年度評価から実施します。

総合特区事後評価に係る採点票（その1）【正・準】

氏名：　　㊞

申請主体名	（自治体名：事務局にて記入）
申請プロジェクト名	（総合特区申請名称：事務局にて記入）
政策課題の類型	グリーン・イノベーション／ライフ・イノベーション／アジア拠点化・国際物流／観光立国・地域活性化（観光等）／観光立国・地域活性化（農林水産業）／まちづくり等
国際・地域の別	国際／地域

評価指標（1）	（事務局にて該当する評価指標を転記）
数値目標（1）	（事務局にて該当する数値目標を転記）
分類	数値目標

1．専門家評価

報告書該当箇所	評価項目	範囲	判定（例）	意見
別紙1 ■目標に向けた取組の進捗に関する評価	（1）目標に向けた取組の進捗に関する評価			
	i） 取組の進捗について			
進捗度（%）	①毎年度の数値目標及びその実績値	（事務局にて進捗度%を転記）	（事務局にて進捗度に応じた判定A～Eを記載）	
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等	a） 目標設定の考え方及び数値の根拠	＋1～－1		
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	b） 各事業の連携による効果			
	ii） 今後の取組の方向性			
進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性		A～E		

総合特区事後評価に係る採点票（その1）【正・準】

氏名：　　㊞

申請主体名	（自治体名：事務局にて記入）
申請プロジェクト名	（総合特区申請名称：事務局にて記入）
政策課題の類型	グリーン・イノベーション／ライフ・イノベーション／アジア拠点化・国際物流／観光立国・地域活性化（観光等）／観光立国・地域活性化（農林水産業）／まちづくり等
国際・地域の別	国際／地域

評価指標（3）	（事務局にて該当する評価指標を転記）
代替指標（3）	（事務局にて該当する代替指標を転記）
分類	代替指標　※本シートは代替指標が設定されている場合のみ使用。

1．専門家評価

報告書該当箇所	評価項目	範囲	判定（例）	意見
別紙1 ■目標に向けた取組の進捗に関する評価	（1）目標に向けた取組の進捗に関する評価			
	i）取組の進捗について			
進捗度（%）	②代替指標による進捗度測定	（事務局にて進捗度%を転記）	（事務局にて進捗度に応じた判定A～Eを記載）	
代替指標の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標を用いる場合	●設定した代替指標が目標達成に寄与するものとなっているか	＋1～－1		
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等	a）目標設定の考え方及び数値の根拠			
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	b）各事業の連携による効果			
進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性	ii）今後の取組の方向性			
		A～E		

総合特区事後評価に係る採点票（その1）【正・準】

氏名：　　㊞

申請主体名	（自治体名：事務局にて記入）
申請プロジェクト名	（総合特区申請名称：事務局にて記入）
政策課題の類型	グリーン・イノベーション／ライフ・イノベーション／アジア拠点化・国際物流／観光立国・地域活性化（観光等）／観光立国・地域活性化（農林水産業）／まちづくり等
国際・地域の別	国際／地域

評価指標（4）	（事務局にて該当する評価指標を転記）
数値目標（4）	（事務局にて該当する数値目標を転記）
分類	定性的評価　※本シートは、当該地方公共団体が定性的評価を行っている場合のみ使用

1．専門家評価

報告書該当箇所	評価項目	範囲	判定（例）	意見
別紙1 ■目標に向けた取組の進捗に関する評価	（1）目標に向けた取組の進捗に関する評価			
	i）取組の進捗について			
定性的評価 ※数値目標の実績に代えて定性的な評価を用いる場合	③当初目標に対する取組の定性的評価	A～E		
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等	a）目標設定の考え方及び計画の進行管理の方法	＋1～－1		
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	b）各事業の連携による効果			
進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性	ii）今後の取組の方向性			
		A～E		

総合特区事後評価に係る採点票（その2）【正・準】

氏名：　　㊞

申請主体名	（自治体名：事務局にて記入）
申請プロジェクト名	（総合特区申請名称：事務局にて記入）
政策課題の類型	グリーン・イノベーション／ライフ・イノベーション／アジア拠点化・国際物流／観光立国・地域活性化（観光等）／観光立国・地域活性化（農林水産業）／まちづくり等
国際・地域の別	国際／地域

1．専門家評価

報告書該当箇所	評価項目	範囲	判定（例）	意見
	（2）支援措置の活用と地域独自の取組の状況			
別紙2 ■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価 ■国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業の実績及び評価	i)-①　規制の特例措置を活用した事業等の評価	A～E		
別紙3■財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（国の支援措置に係るもの）	i)-②　財政・税制・金融支援の活用実績			
	財政支援の活用実績	A～E		
	税制支援の活用実績	A～E		
	金融支援の活用実績	A～E		
	小計	A～E		
別紙4．地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）	ii）　地域独自の取組の状況	A～E		

1．専門家評価					
報告書該当箇所	評価項目		範囲	判定	意見
	（3）総合評価				
別紙1・2・3・5それぞれの「現地調査時指摘事項」欄		現地調査時の指摘事項に対する対応状況			
別添「（参考）当初設定した数値目標に対する実績」		参考（数値目標に対する実績） ※該当する場合			
本文7（総合評価）、ならびに、報告書全体		総合評価	＋1～ －1		

総合特別区域の分野別優良事例

【国際戦略総合特区】

アジアNo.１航空宇宙産業クラスター形成特区

【地域活性化総合特区】

グ リ ー ン 分 野：あわじ環境未来島特区

ラ イ フ 分 野：ふじのくに先端医療総合特区

アジア拠点化分野：さがみロボット産業特区

観 光 分 野：九州アジア観光アイランド総合特区

農 林 水 産 分 野：たたらの里山再生特区

まちづくり分野：健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区

【国際戦略総合特区】 アジア№1航空宇宙産業クラスター形成特区

愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、 常滑市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町、飛島村、岐阜市、大垣市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠松町、 垂井町、神戸町、安八町、坂祝町、川辺町、御嵩町、津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、木曽岬町、飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、浜松市、名古屋港管理組合

目標 アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターを形成する

MRJ完成予想図（三菱航空機㈱提供）

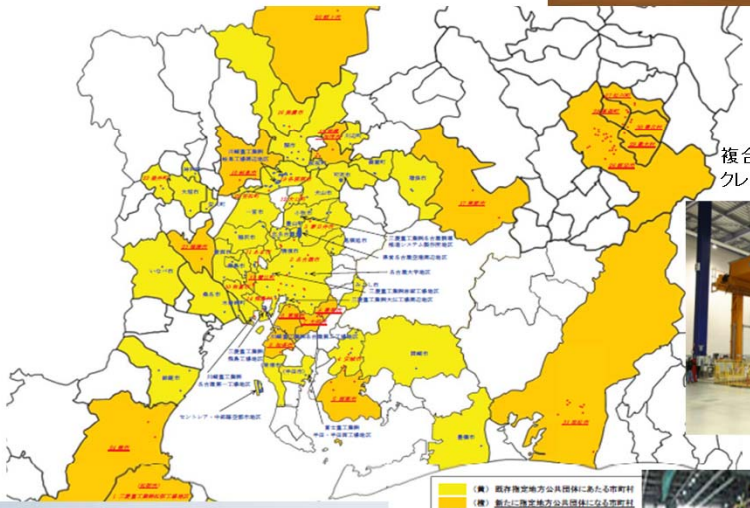

複合材主翼の成形に用いるオートクレーブ（複合材硬化炉）

ボーイング787部品の専用輸送機（ボーイング747「ドリームリフター」）への積み込み（中部国際空港）

胴体パネルの結合

○評価・調査検討会の評価結果

A：全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が著しく優れている

○評価指標・数値目標

・中部地域における航空機・部品の生産高 **進捗度120%**

25年度目標：4,800億円→25年度実績：5,756億円

・名古屋税関管内の航空機類輸出金額 **進捗度175%**

25年度目標：16.7億円→25年度実績：29.3億円

・愛知・岐阜・三重地域における航空宇宙関連の工場等の新増設件数 **進捗度180%**

25年度までの目標：10件→25年度までの実績：18件

○規制の特例措置等

工場立地法の規制特例を活用して、工場立地に際し、緑地面積を条例で緩和

○税制の特例措置

設備投資促進税制を用いて、機体製造設備を拡充

○財政支援

総合特区推進調整費を活用して、エアショーへの出展支援を行い、海外販路を開拓

○金融支援

利子補給金制度を活用し、10法人が生産能力を拡充

※専門家意見

目標を上回って達成し、規制緩和や財政措置の結果、生産能力も増加していることから、今後の発展が期待できる。

【地域活性化総合特区（グリーン分野）】　あわじ環境未来島特区

兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市

目標　生命（いのち）つながる「持続する環境の島」をつくる

淡路島の概要

洲本市、南あわじ市、淡路市の3市で構成
人口：14.4万人　高齢化率：30%（2010年）
面積：596km²（ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・東京23区並み）
自給率：エネルギー（電力）7%（08年）、食料104%（09年）
産業：農漁業、観光業、製造業、線香・瓦等

淡路島で取り組む意義

1）エネルギーと食料の自給自足が可能
2）世界に向けた情報発信・可視化が容易
3）住民の団結と「環境立島」の取組の蓄積

○評価・調査検討会の評価結果

A：全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が著しく優れている

○評価指標・数値目標

・エネルギー（電力）自給率　**進捗度100%**
25年度目標：16% → 25年度実績：16%

・二酸化炭素排出量（関西電力㈱販売電力量分）　**進捗度100%**
25年度目標：24年度比2.5%削減 → 25年度実績：24年度比2.5%削減

・再生可能エネルギー創出量　**進捗度112%**
25年度までの目標：132,162MWh／年→25年度までの実績：147,670MWh／年

○規制の特例措置等

太陽光発電施設の電力系統の接続（系統連系）に係る手続の明文化による処理期間の短縮

○財政支援

目標達成に向け、国の補助事業（地域バイオマス産業化推進事業、地球温暖化対策技術開発・実証研究事業等）を積極的に活用

○金融支援

「太陽光発電所整備事業」への貸付に対して利子補給金制度を活用

○地域独自の取組

住宅向け小規模太陽光発電設備や電気自動車の購入を補助

※専門家意見
エネルギーから農業分野まで幅広い取組みを実施し、財政支援等も得て着実に成果を上げている。

【地域活性化総合特区（ライフ分野）】 ふじのくに先端医療総合特区
静岡県

目標
・革新的ながん診断装置・診断薬の開発によるがん医療の飛躍的発展
・医療健康産業クラスターの形成による地域企業の活性化と雇用創出

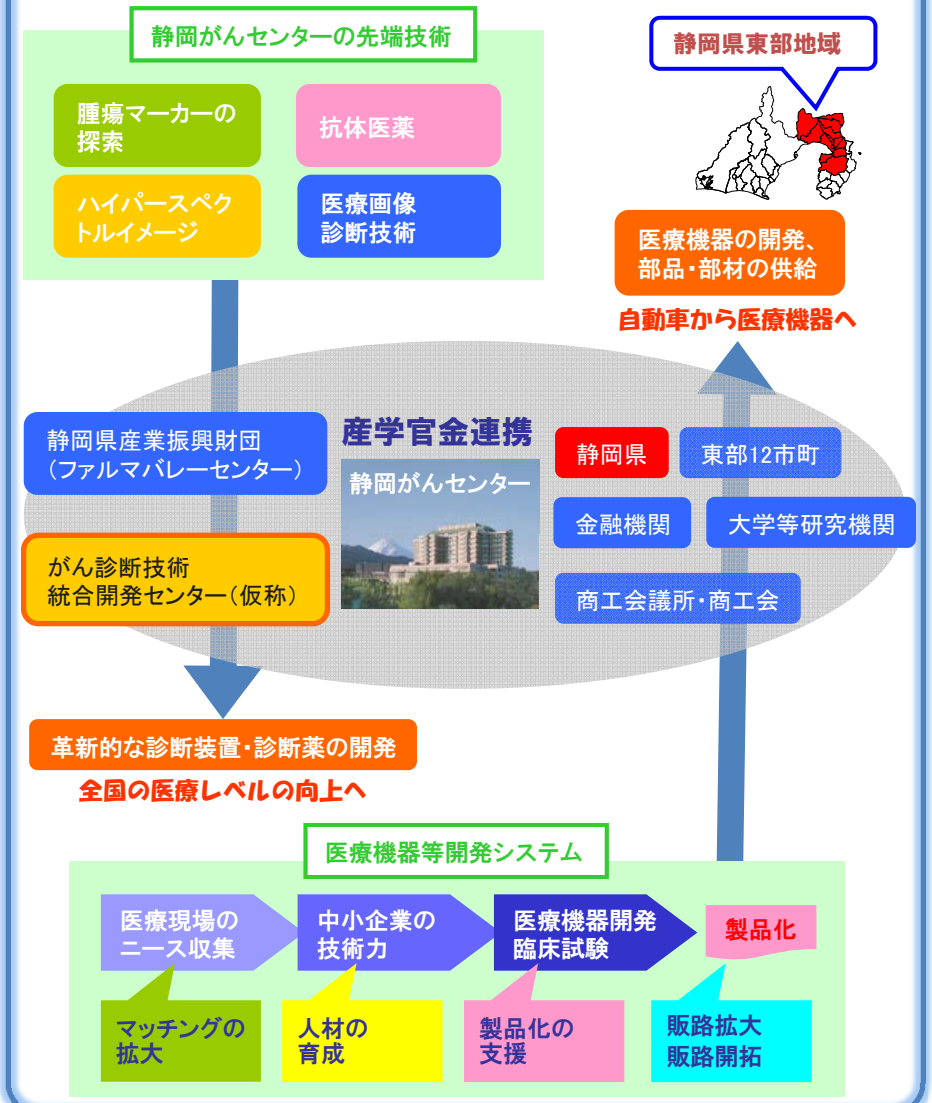

○評価・調査検討会の評価結果
　A：全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が著しく優れている

○評価指標・数値目標
・医療関連製品の開発　進捗度350%
　25年度目標：2件→25年度実績：7件
・医療機器生産金額　進捗度114%
　25年度目標：3,282億円→25年度実績：3,735億円

○財政支援
　総合特区推進調整費を活用して、医療機器等の開発・参入を支援

○金融支援
　利子補給金制度を活用し、地域企業3法人の医療機器製造への参入、生産拡大の取組を促進

○地域独自の取組
・　薬事法施行規則の改正により、区域内の工業高等専門学校が実施する講習の修了をもって同施行規則に定める要件を満たすことが可能となったことを活用し、同学校に「医療福祉機器開発工学コース」を設置
・　県独自の融資制度の創設や新規産業立地事業費補助等により、生産設備への投資や企業立地を促進

※専門家意見
　目標を上回る成果を上げるとともに、人材育成を含め地域一体の取組は高く評価できる。

【地域活性化総合特区（アジア拠点化分野）】 さがみロボット産業特区

神奈川県

目標 生活支援ロボットの実用化を通じた地域の安全・安心の実現

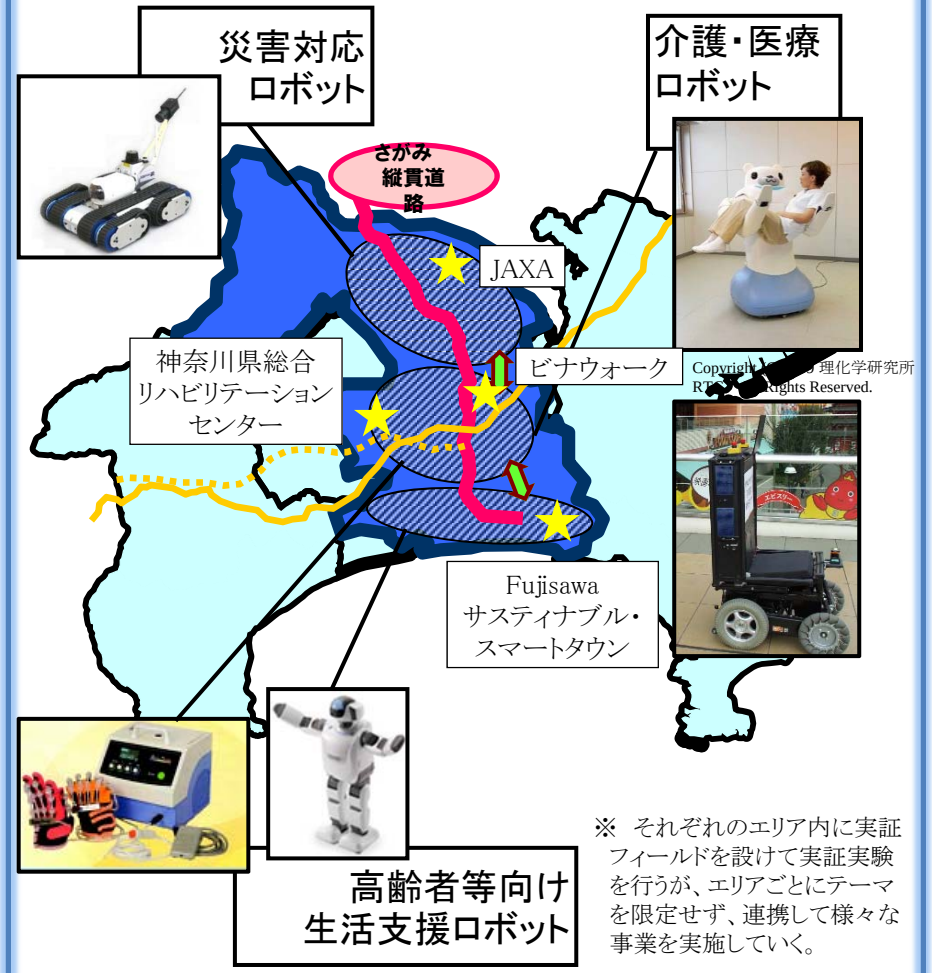

※ それぞれのエリア内に実証フィールドを設けて実証実験を行うが、エリアごとにテーマを限定せず、連携して様々な事業を実施していく。

○評価・調査検討会の評価結果

A：全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が著しく優れている

○評価指標・数値目標

・実証実験等の実施件数 **進捗度160%**

25年度目標：10件→25年度実績：16件

・県の企業誘致施策におけるロボット関連企業の事業所建設計画認定件数 **進捗度140%**

25年度目標：5事業所→25年度実績：7事業所

○規制の特例措置等

現行の道路交通法においても、警察との調整により道路使用許可に係る許可期間の延長が可能との見解が示され、連続9日間の道路使用許可の取得により、自動運転車椅子の実証実験を実施

○財政支援

総合特区推進調整費を活用して生活支援ロボット（パワーアシストハンド等）の実証実験を実施

○地域独自の取組

ロボット関連の7事業所を認定し、県独自の財政・税制・金融支援を実施

※専門家意見

実証実験や企業誘致で目標を大幅に上回る実績を上げており、更なる展開が期待できる。

【地域活性化総合特区（観光分野）】 九州アジア観光アイランド総合特区

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、一般社団法人九州観光推進機構

目標 成長するアジアマーケットの観光客を呼び込み、観光需要の喚起、消費の拡大を通じて、地域経済の活性化を図る。

アジアからの観光客誘致の促進

エリア：九州全域

ニューツーリズムの拡大

九州オルレ
（済州島発トレッキング）

近代産業遺産群

クルーズアイランド九州の推進

クルーズ客船受入環境の整備
（博多港，長崎港，八代港，別府港，鹿児島港等）

○評価・調査検討会の評価結果

B：全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が十分に優れている

○評価指標・数値目標

・アジアを中心とした九州への入国外国人数 **進捗度97%**
25年度目標：130万人→25年度実績：126万人

・九州における年間観光消費額 **進捗度89%**
25年度目標：2.7兆円→25年度実績：2.4兆円

・九州への外国クルーズ客船の延べ寄港者数 **進捗度57%**
25年度目標：18.0万人→25年度実績：10.3万人

○規制の特例措置等

地域活性化総合特別区域通訳案内士制度を活用し、中国語57名、韓国語26名の特区通訳案内士を育成。中国・韓国からの観光客に対する受入体制を強化

○地域独自の取組

九州地方知事会と経済4団体でつくる九州地域戦略会議が、平成25年に「第二期九州観光戦略」を策定。これを契機に、任意団体であった九州観光推進機構を平成26年に一般社団法人化し、実行組織としての機能を強化

※専門家意見
特区通訳案内士制度の活用による通訳案内士の育成は、海外観光客の誘致拡大に資する取組として評価できる。

【地域活性化総合特区（農林水産分野）】 たたらの里山再生特区

島根県雲南市

目標 里山の未利用資源を地域・市民総がかりで最大限活用する持続可能な地域づくり

我が国の共通課題（食料、環境、エネルギー、中山間地対策）の解決

映画「もののけ姫」の舞台となり、「たたら製鉄」により隆盛を図った雲南市から、“たたら”に代わる新たな里山活用による地域力向上モデルを提案する。

○評価・調査検討会の評価結果

A：全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が著しく優れている

○評価指標・数値目標

・新たな雇用者数 **進捗度248%**
25年度目標：40人→25年度実績：99人

・まちづくり活動に参画する市民の割合 **進捗度97%**
25年度目標：72.0%→25年度実績：69.6%

・里山放牧面積 **進捗度104%**
25年度目標：138ha→25年度実績：143ha

○規制の特例措置等

農地取得に係る下限面積を引き下げる場合の要件（農地法施行規則）を明確化し、UIターン者の受入れを促進

○財政支援

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し、市民の活動拠点となる交流施設を整備

○金融支援

利子補給金制度を活用し、高性能林業機械や木材乾燥機械を導入

○地域独自の取組

地域づくり活動等交付金により、コミュニティビジネスに取り組む組織を支援

※専門家意見

里山の地域資源を活用した多様な取組が成果を上げている。

【地域活性化総合特区（まちづくり分野）】 健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区

新潟県見附市、福島県伊達市、新潟県新潟市、三条市、岐阜県岐阜市、大阪府高石市、兵庫県豊岡市、
千葉県浦安市、栃木県大田原市、岡山県岡山市、筑波大学、株式会社つくばウエルネスリサーチ

目標 自律的に「歩く」を基本とする「健幸」なまち（スマートウェルネスシティ）を構築し、持続可能な先進的予防型社会を創る

【スマートウエルネスシティのゴールイメージ】

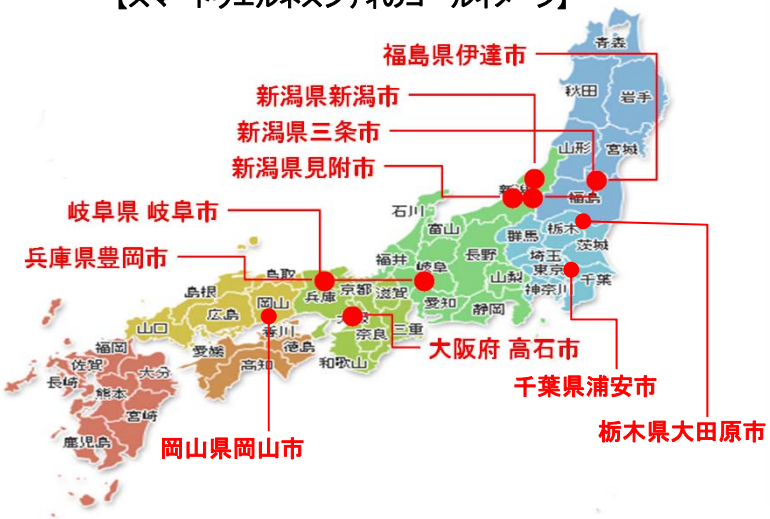

○評価・調査検討会の評価結果

A：全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が著しく優れている

○評価指標・数値目標

・総合評価指標としての「健幸度」の開発　**進捗度105%**
25年度目標：3.7点→25年度実績：3.9点

・地域住民における1日の歩行数　**進捗度116%**
（1日平均9,000歩達成者の人数比率の向上）
25年度目標：26.3%→25年度実績：30.4%

・日常の主移動手段　**進捗度125%**
（徒歩、公共交通機関等利用者の人数比率の向上）
都市圏　25年度目標：34.2%→25年度実績：36.3%
非都市圏　25年度目標：22.7%→25年度実績：32.4%

○規制の特例措置等

・ライジングボラード（自動昇降式車止）による車両の通行制限について国土交通省より現行の道路交通法で対応可能との見解を受け、新潟市に設置し、社会実験を開始

○財政支援

・総合特区推進調整費を活用し、健康無関心層に対するインセンティブ制度（健康ポイント制度）の制度設計等を実施

※専門家意見
先行的な取組が参加自治体間で共有され、横展開されてきている。